

工事等の発注に当たっての建設業者等の選定方法等について

1 実施事項

上山市が発注する工事等において、入札の適正さが阻害されると認められる一定の資本関係又は人的関係のある複数の者の同一入札への参加を認めないこととします。

同一入札に参加する複数の者の関係が、2に掲げる基準（以下「基準」という。）に該当する場合には、4のとおり取り扱うものとします。

2 基準

以下の（1）及び（2）のいずれかに該当する場合

（1）資本関係

以下いずれかに該当する二者の場合

- ① 子会社等（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。②において同じ。）と親会社等（同条第4号の2に規定する親会社等をいう。②において同じ。）の関係にある場合
- ② 親会社等と同じくする子会社等同士の関係にある場合

（2）人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、①については、会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続きが存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成14年法律第154号）第2条第7項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。

- ① 一方の会社等の役員（会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合
 - 1) 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。
 - イ 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
 - ロ 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
 - ハ 会社法第2条第15号に規定する社外取締役
 - ニ 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役
 - 2) 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役
 - 3) 会社法第575条第1項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）
 - 4) 組合の理事
 - 5) その他業務を執行する者であって、1) から4) までに掲げる者に準ずる者
- ② 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人（以下単に「管財人」という。）を現に兼ねている場合

- ③一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合
- (3) その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合
組合とその構成員が同一の入札に参加している場合その他上記(1)又は(2)と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

3 公告等への記載

(1) 一般競争入札

一般競争入札にあつては、公告及び入札説明書において、基準に該当しないことを競争参加資格要件として明示します。

(2) 指名競争入札

指名競争入札にあつては、指名通知書等において、基準該当者のした入札は無効とする旨を入札に関する条件として明示します。

4 基準に該当する場合の取扱い

(1) 一般競争入札

基準該当者に競争参加資格を認めず、競争参加資格確認後、基準に該当する事実が判明した場合は、基準該当者のした入札は無効として取り扱うものとします。

(2) 指名競争入札

基準該当者のした入札は、入札に関する条件に違反した入札として、無効として取り扱うものとします。

ただし、入札に至るまでに基準に該当する事実が判明し、基準該当者の一者を除く全てが入札を辞退した場合には、残る一者の入札は無効とはならないものとします。

5 留意事項

入札参加希望者の関係が基準に該当する場合に、本通知を遵守する目的で辞退する者を決めるために当事者間で連絡を取ることは、入札条件の規定に抵触するものではないことに留意するものとします。なお、基準に該当するか否かを問わず、入札参加者間において当該入札に関して相談を行うことは、上記の場合を除いて、従来通り入札条件に即して厳正に対応していくこととします。

附 則

この取組は、令和7年3月1日以後に手続を開始する入札について適用するものとします。